

令和7年度不祥事防止対策に係る計画

東広島市立三永小学校

1 不祥事防止委員会の設置

(1) 設置

校務運営規程 第4章第18条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(2) 委員会のメンバー（5名）

校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導主事，

2 不祥事防止委員会の開催日及び業務内容

(1) 不祥事防止委員会の開催

月1回（第3火曜日）開催を原則とするが，必要が生じた場合は校長の求めに応じて不祥事防止委員会を開催する。

(2) 業務内容

- ① 委員会の年間業務計画の作成，取組の検証
- ② 服務規律の確保に係る研修の年間計画，研修内容の協議
- ③ 「体罰，セクシャル・ハラスメント等教育相談窓口」の運営，周知
- ④ 服務規律の確保に向けた啓発，環境づくり，ホームページでの掲載など情報の発信
- ⑤ 教職員相互のコミュニケーションづくり，不祥事防止チェックの実施
- ⑥ その他，服務規律の確保に向けた取組に関する協議

3 研修計画

実施月 (担当)	研 修 課 題	主 な 研 修 内 容
4月 (教頭)	○ 危機管理意識の高揚 ○ 教職員の服務管理	○組織として危機管理意識を高める。 ○教育公務員としての自覚・基本姿勢 ○勤務及び勤務時間の管理の徹底 ○わいせつ・セクシャルハラスメントの防止 ○体罰・いじめの未然防止の徹底 ○交通安全の徹底 ○個人情報管理
5月 (3年)	○ 不適切な指導について	○事例をもとに研修を行うことを通して，適切に指導を行うことができる組織的な学校づくりを進める。
6月 (保健 安全)	○ AED の使い方について	○応急手当講習において，実技研修を実施し，緊急時には適切に対応できるようにする。
6月 (2年)	○ わいせつ行為の禁止	○事例をもとに研修をし，当事者の気持ちを共有したり問題点や防止するための方法について，話し合ったりすることを通してわいせつ行為を起こすことがないようにする。

7月 (4年)	○ パワー・ハラスメントのない働きやすい職場	○事例をもとに研修を行いパワー・ハラスメントについて正しく理解するとともに教職員相互のよりよい人間関係を築くことができるようにする。
8月 (5年)	○ 飲酒運転防止 道路交通関係法規の遵守	○飲酒運転をはじめ様々な交通法規違反について研修するとともに交通事故防止・事故処理について事例をもとに、適切な行動がとれるよう話し合いをする。
8月 (6年)	○ 体罰の禁止 不適切な指導について	○事例をもとに研修を行うことを通して、体罰や体罰につながるような事に頼ることなく適切に指導を行うことができる組織的な学校づくりを進める。
9月 (1年)	○ 個人情報の適切な管理	○個人情報の紛失や漏洩等についての事例をもとに研修をし、回避するための方法について話し合い実践化につなげる。
11月 (2年)	○ わいせつな行為の禁止	○事例について討議する中でわいせつな行為等に至る要因を考え、働きやすい職場づくりを実践する。
11月 (3年)	○ セクシャル・ハラスメント防止	○事例をもとに研修し、当事者の気持ちを共有したり問題点や防止するための方法について、話し合ったりすることを通してセクシャル・ハラスメントのない職場づくりを進める。
12月 (4年)	○ 飲酒運転防止 道路交通関係法規の遵守	○年末年始にかけ飲酒の機会が増える時期に、特に気を付けなければならないことについてグループで話し合い、実践化につなげる。
1月 (1年)	○ 体罰の禁止 不適切な指導について	○事例をもとに研修を行うことを通して、体罰や体罰につながるような事に頼ることなく適切に指導を行うことができる組織的な学校づくりを進める。
2月 (6年)	○ 交通事故の処理について 道路交通関係法規の遵守	○交通事故発生時（特に加害）における適切な行動について研修する。
2月 (5年)	○ 個人情報の適切な管理	○学校から個人情報が流失した事例を考え、その原因と予防策について討議することを通して個人情報の適切な管理ができる体制をつくる。
3月 (教頭)	○ ふりかえり・まとめ	○研修の振り返りとまとめをする。

※月1回の研修を計画しているが、必要が生じた場合を除き、長期休業中に研修を実施する場合もある。